

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 29 日

各

都道府県 市 町 村 特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会における
HPVワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について

予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。

キャッチアップ接種期間が、今年度末までとされているところ、この夏以降の需要の大幅な増加に伴い、メーカーにおいて別添のとおりHPVワクチンの限定出荷が行われている状況等を踏まえ、期間中に接種を希望される方が接種機会を逃さないよう、期間終了後の取扱いについて、第64回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（以下「基本方針部会」という。）において議論を行いましたので、基本方針部会における結論等について下記のとおり整理の上、お知らせします。

今後のスケジュール等については、決定次第、速やかにお示しする予定ですが、各自治体におかれては、下記の内容について御了知いただき、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和3年12月28日健健発1228第1号厚生労働省健康局健康課長通知）において維持、確保をお願いする相談支援体制・医療体制にも御配意の上、接種体制の確保に取り組んでいただくとともに、貴管下関係機関等への周知をお願いします。

記

1. 基本方針部会における結論

① キャッチアップ接種期間終了後の取扱いについて

キャッチアップ接種期間が令和4年4月1日から令和7年3月31日までであるところ、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、期間中に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設ける。

② 経過措置の対象者について

キャッチアップ接種の対象者（平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子）に加え、令和6年度が定期接種の最終年度である者（平成20年度生まれの女子）も対象とする。

③ 経過措置の期間について

ワクチンの添付文書上の接種間隔等を踏まえ、キャッチアップ接種期間終了後1年間とする。

④ 周知・広報について

自治体の準備や医療機関の接種体制を確保するため、経過措置の内容について、できるだけ速やかに情報提供を行う必要がある。また、対象者が接種について検討・判断できるよう、経過措置の内容とあわせて、ワクチンの有効性・安全性についても、引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要である。

2. その他

1にお示しした方針を踏まえ、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会を経て、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）を改正し、令和7年4月1日から施行する予定である。今後のスケジュール及び周知・広報の内容等については、12月中に開催を予定している自治体説明会等において適宜お示しする。

【参考】

ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん（子宮けいがん）とHPVワクチン～
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

以上